平成２２年（フ）第４８０号
大津市桜野町２丁目４番７―1511号、前住所
大津市桜野町２丁目４番７―711号
債務者　箱﨑由美子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４９７号
大津市本堅田３丁目18番32号　グリーンレイク堅田Ａ棟103
債務者　上西　祐加
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２５号
滋賀県守山市今市町132番地の12
債務者　山代亜希子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５３３号
大津市坂本１丁目４番23号
債務者　大西加奈子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５６５号
滋賀県草津市追分町1409番地
債務者　西口　千恵
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５７４号
大津市美空町２番４―501号、申立時の住所
大津市美空町２番14―201号
債務者　藤本　利一
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５７５号
大津市美空町２番４―501号、申立時の住所
大津市美空町２番14―201号
債務者　藤本　幸子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６３９号
滋賀県守山市荒見町50番地29
債務者　長谷　京子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６号
大津市平津１丁目30番17号　ビワフラッツ平津502号
債務者　岡田　節子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９号
滋賀県草津市東草津３丁目６番26号　砂原マンション13号
債務者　与那嶺シゲ
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２号
滋賀県草津市山寺町1154番地６
債務者　島田　　賢
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７０号
滋賀県東近江市東沖野５丁目20番５号
債務者　寄席こと　永山　則光
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第３００号
滋賀県近江八幡市丸の内町４番地60
債務者　太田　康宏
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第２号
滋賀県近江八幡市南本郷町３丁目36番地33
債務者　税所　　徹
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２０２号
鳥取県米子市両三柳4502番地
債務者　廣瀬　敦雄
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１７２３号
広島市西区三篠北町12番７―305号
債務者　泉　　裕幸
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８６０号
広島市南区出島１丁目16番３―804号
債務者　佐々木千里（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１号
広島市中区国泰寺町２丁目３番33―408号
債務者　小田　雅浩
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
広島地方裁判所民事第４部